

国による子どもの医療費無料化制度の確立と国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書

本年9月24日に発表されたアベノミクス新「3本の矢」において、夢をつむぐ子育て支援として「出生率1.8の実現」が打ち出された。

我が国では急速に少子高齢化が進んでおり、その背景にはさまざまな要因が挙げられるが、子育てにかかる経済的な負担の重さが大きな要因の一つと言われている。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、現在、ほとんどの自治体が子どもの医療費無料化や助成拡大を行っている。

しかしながら、各自治体が行う医療費助成制度は、対象年齢や所得制限、一部負担金の有無など自治体によって大きな格差が生じている。居住地に関係なく、安心して子どもを産み育てられる社会を実現するためにも、国の制度として子どもの医療費無料化制度の確立が強く求められている。

また、現在の国の制度は、自治体が子どもの医療費の自己負担分を窓口で支払わなくて済む現物給付による助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担金が減額されることとなっている。この国庫負担金減額調整措置は国の少子化対策方針に反しており、また、厳しい地方財政にとっても大きな負担となっている。

よって、国においては、以下の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国の制度として、子どもの医療費無料化制度を確立すること。
2. 子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を早急に廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月16日

福岡県糸島市議会